

第 8 回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事概要

日 時：令和 7 年 9 月 24 日（水）13:00～15:30

場 所：虎ノ門 37 森ビル 12 階会議室（Web 会議併用）

出席者：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
林参与、藤谷参与、松前参与、弥永参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事】

1. ガイドラインの検討について

- （１）第 5 章（公益信託の財務規律・情報開示等）
- （２）第 6 章（監督）
- （３）第 7 章（移行認可（公益信託法附則関係））

2. ワークショップについて

【概要】

○ 事務局から、資料 1 に基づき説明を行った。参与からの主な意見は以下の通り。

1. ガイドラインの検討に関する討議

<事業計画書・収支予算書 P.10>

- ガイドラインでは、収支予算書について通常の公益信託と特定資産公益信託の両方が記載されているが、合同命令においてこれら 2 つの場合における収支予算書の考え方は異なると認識しており、その違いをもう少し分かりやすく書くべきではないか。
- 公益信託認可のためにチェックされる数年に渡る事業計画書と、認可を受けた後毎年提出する各年度の事業計画書は別物であると認識しているが、行政庁はどのように関与するか。毎年度提出される事業計画書について、ガイドライン案第 6 章の監督のページにも記載があるとおおり、盛り込まなければならない記載内容について、行政庁から細かく指導はできないと思われ、また事業計画書の変更についても、変更認可申請が必要か変更届出で足るのか明確に示すよう、記載の整理が必要ではないか。
- 認定申請時に「規程、要綱等を作成する」と定めていても、認定当初は作成しない場合も考えられる。要綱等や合議制機関は、重要性によって作成・設置タイミングが判断されるため、一律に事業計画書に盛り込むよう求めることは難しい。
- 公益信託のモデル像として、特定資産公益信託相当の公益信託の事例に影響されすぎ

ているのではないか。公益信託の可能性を狭める規定を作るべきではないと思われ、小規模に始めて都度成長していくという公益信託があって良いと考える。

<関連当事者との取引について P. 11>

- 第5章P. 44 以下、委託者や信託管理人が法人の場合、関連当事者との取引が無いことを受託者が明白に示すために、受託者とは別の主体である委託者や信託管理人の役員等から協力を得ることには実務上の困難を伴うと予想される。現在公益信託の運用をおこなっている組織とは別の組織の関与が必要となる上、関連当事者の範囲が広ければ、多数ある公益信託全てについて理事や役員に対して確認するのは負担。関連当事者取引についてどの程度確認するかは検討すべき。
- 関連当事者の範囲が公益信託法第8条第5号・公益信託法施行令第1条の示す範囲とずれているのではないか。「(3) 当該公益信託の委託者、受託者及び信託管理人が団体の場合」、「当該団体の業務を執行する役員（これに類する者を含む。）及びその親族等」が関連当事者の範囲に含まれるとしているが、信託管理人が団体の場合には、業務執行役員は施行令第1条第2号では関係者には含まれないとなっている。また、「(3) 親族等」というのは、施行令第1条第3～5号を踏まえているが、「(2) 近親者等」と同じ条文に帰結するものと思われ、表現をそろえるべき。
- 関連当事者との取引として記載不要とする範囲について、「一の関連当事者との取引総額が100万円（公益信託の経常費用の額の十分の一の額が100万円を下回る場合にあっては経常費用の額の十分の一の額）を下回る場合」としているが、例えば、年間100万円を下回っていたとしても委託者の親族と毎年取引をしている等、疑わしい事例もあると思われる。一律に「100万円を下回れば注記不要」とする基準の妥当性を検討すべき。
- 「一の関連当事者との資金貸借取引等について、期末残額が100万円を下回る場合」という書き方では、期末残額が100万円を下回っていれば、期中にいくらでも関連当事者取引を行って良いと判断され得るのではないか。
- 「一の関連当事者との資金貸借取引等について、期末残額が100万円を下回る場合」には、期末ごとでなく総額で見ることにも考えるべきである。また、「一の関連当事者との取引総額が100万円を下回る場合」とは、どの程度の信託財産規模を想定した規定か。経常費用の額の十分の一という基準が示されているものの、100万円という額自体が高く感じる。なお、利益相反取引・関連当事者取引に関連し、100万円以下の取引については注意する必要があると思われたいようにしたいところ。
- 企業会計と並べ、100万円は大規模に思われる。期末残高とせず、平均残高を基準とする考え方もあるのではないか。

- 重要性の原則を勘案し、機械的な一律の基準を設けて報告を求めるという方針自体には賛成する。ただし、関連当事者取引について報告をしても、実際に行った取引は正当化されないという点を明らかにする必要がある。
- 金額の客観的な基準を示すことは良いが、基本的に公益法人より小規模な公益信託を想定しているなら、多くの公益信託にとって 100 万円という基準は大規模に思われる。例えば 10 万円ぐらいまで基準を下げて、公益信託の規模に応じて基準を高くしたり、経常費用の額の何パーセントを超えないときはその限りでないと例外を決められないか。小規模な公益信託を想定しているという従来の議論を踏まえ、まずは小規模の公益信託のルールを決めて、大きな公益信託の場合を例外とするほうが良いのではないか。
- 100 万円という額が基準として妥当かという論点に加えて、取引の相手方によって額を変えても良いのではないか。取引の相手が受託者の場合は、日々様々な取引が生じ、その都度記載するのは手間がかかるので、100 万円は妥当であろう。一方で、受託者の近親者とあえて取引するのであれば、その場合は厳しく審査する必要があるため、100 万円より基準を下げなければならないのではないか。
- 前提として、受託者の自己取引に関しては別に開示義務があるところ、それとは別に関連当事者との取引に関する事項を作成しないといけなくなると金額の基準を緩めた場合手間である。また、関連当事者取引を考えるに当たっては、信託財産の規模とは別に、受託者と委託者の規模も考える必要がある。（大企業の場合、公益信託とは無関係の業務を担当する役員も想定されるため）信託財産は数千万規模でも、委託者、受託者が大企業である場合、公益信託で支払いが発生すると、公益信託の委託と無関係の役員について（関連当事者との取引がないことの）確認のために更なる負担がかかってしまう。

<ガイドラインに記載のない会計に関する事項についての取扱い P. 14>

- 承認特例の基金の話が信託概況報告（資料 1、p. 12）で出てくることについては納得できるが、公益信託の中に基金がある入れ子構造のイメージではなく、これまでも指摘しているように公益信託それ自体が基金に該当するので、是非財務省と調整してほしい。また、今回の資料でも軽量の公益信託の話が色々なところに出てきており、大変望ましい。その上で、今回の公益信託ガイドラインは 200 ページを超えるようなものであるため、軽量版の公益信託向けのガイドラインを作成すべきではないか。

<公益信託の会計 P. 18>

- 貸借対照表の注記については、公益法人においては会計監査人を設置している法人では、貸借対照表に資産及び負債の状況を注記することになっている。それ以外の法人も、財務諸表に必要な注記をすれば、財産目録を作成しなくても良い立て付けになっ

ている。公益信託においても、財務諸表に注記をすれば財産目録を作らなくていいという公益法人の考え方を取り入れた方がいいのではないか。

< 計算書類の作成手続 P. 19 >

- 計算書類の作成に当たって理事会の承認を必要とすべきかという論点について、信託行為で定めることを求めるならば、それは法令上の義務（要請）を超え、過大な負担にならないか。また、「なお」以降で「年度のずれ等の理由で評議員会、社員総会等の承認を得ることが困難な場合は、これを省略することは差し支えないものとする。」とあるが、年度がずれても監事の監査の対象は網羅されると思われ、当該なお書きの趣旨を確認したい。また、監事の承認を求めるというのはやり過ぎと思われ、書類を確認して何か気付きがあればご意見をいただく、ということで良いのではないか。
- 計算書類の作成手続について理事会の承認が求められているところ、年度のずれ等の理由がある場合は評議員会、社員総会等の承認を得るとされているのはなぜなのか（決算の中に入れるからか）。また、計算書類の作成に当たって理事会の承認について信託行為に定められていることが認可条件となるならば、それは認可条件を増やすということになるのか。「必要である」と記載されると、「絶対である」と解釈されうるので、書き方には留意されたい。
- 法人の監事の承認を求める、という事務局の説明に異論はない。法人がその目的の範囲内で受託者になるため、理事会や監事の承認を必要とすることを信託行為に記載するか否かにかかわらず、考え方としては妥当である。その上で、信託行為に理事会や監事の承認について定めなければならないとするのは過剰にも思われる。
- 理事会や監事の承認を義務付けるというのは、やや過剰ではないか。計算書類の作成手続に法人内部の手続が含まれる訳ではないのではないか。技術的能力としてそのような内部手続が必要とされる趣旨は理解できるし、計算書類作成において法人内部のガバナンスを使うことが望ましいやり方だとは思いますが、それを絶対必要だとすべきなのだろうか。どういった手続で計算書類を作るのか信託行為で明示して、当該公益信託における信託管理能力を考慮して最低限の技術的能力が備わっている場合に、総合的な評価として認可をすれば良いのではないか。
- 受託者の理事会と評議員会、社員総会の承認の関係性については、受託者の理事会だけでなく、評議会等でも承認が必要ということか。理事会で承認を受けた後、評議員会でも承認が必要というのは負担が重くないか。
- 公益法人があってその中の小さい事務で公益信託をやっている場合だけでなく、公益法人で行われている事務の多くが公益信託というケースもある場合もあると考える。その場合は、当然、社員総会等の承認を得ていないとおかしいだろう。その点で、社員総会、評議員会の承認は必要な手続きではあると思う。
- 受託者である公益法人の監事と、信託管理人の両方によるチェックを経た上で、更に

社員総会や評議員会での承認を求めるというのは重過ぎるのではないか。公益法人が収益事業として公益信託を行うケースも想定して、全ての場合に計算書類について理事会や監事の承認を求めるというのが妥当か検討する必要がある。

- 計算書類の作成手続について、信託銀行その他の大規模な法人とそれ以外の法人とを規定として区別するのはなぜか。公益法人が収益事業として公益信託を行うケース、公益目的事業として公益信託を行うケース、一つの法人で複数の公益信託を受託するケース、複数の法人が共同受託になっているケースなど、様々な形で法人が公益信託に関わることが想定されるが、これらに対して一律にルールを定めることは適切ではないと感じる。受託者の内部で一定のガバナンスがあれば当然望ましいと考えられるが、この点は基本的に法人自治に任せるべきではないか。
- 説明資料では特段記載がないが、「信託管理人に承認を受けたことを証する書面」（ガイドライン案第5章 p.69）の形式について紙で署名捺印を求める形にする必要はないと思う。

<信託帳簿について P.20>

- 第5章信託帳簿について、信託帳簿は信託財産にかかる帳簿と定義されているが、合計残高試算表は通常の会計上会計帳簿とは言わない。帳簿から作られるものが合計残高試算表であり、帳簿はその前段階を示している。加えて、「合計残高試算表が作成されていない場合は、（１）「公益信託事務期間における、全ての取引を日付順に、借方勘定及び貸方勘定の各科目とその取引金額、摘要欄を網羅的に備えた帳簿（仕訳帳）」又は（２）「（１）の帳簿か勘定科目毎に取引を抽出し、日付と相手勘定名、取引金額を備えた帳簿（総勘定元帳）」のいずれかの書類を信託帳簿として扱う」とあるが、会計上ではその２つの組み合わせこそが帳簿と呼ばれるものであり、最低限必要なものという認識である。したがって「又は」ではなく「及び」とするべきではないか。会計帳簿と信託帳簿が違うという前提（整理）のもとでは、（１）又は（２）でもいいというのも理解できるが、「帳簿」という文言を合計残高試算表として使うのは飛躍しているのではないか。
- 帳簿の類を仕訳帳や元帳まで全部行政庁に提出させ、信託帳簿に関しては公開するというのは、企業会計を基準に考えれば異常な水準であると従来から指摘しているところ、実現可能な形で規定すると政令府令のパブリック・コメントでも回答いただいている。会計ソフトにより合計残高試算表が作成されない場合でも仕訳帳や総勘定元帳をもって信託帳簿に代えるということであれば問題ない考える。
- 信託帳簿について、そもそも帳簿を開示するということが自体いかなものかとも思うが、法令上定義されていることであり、「公益信託においては合計残高試算表が信託帳簿なのである」と定義することはやむを得ないと思う。信託帳簿を開示する受託者側の負担も勿論あるが、開示されたものを確認することも相当に負担になるのではな

いか。だからこそ、信託帳簿について厳密に定義をすることが必要である。

2. ワークショップについて

- 第1回及び第2回のワークショップに参加させていただいた感想として、まずは参加者の方々から熱意を感じ、大変刺激を受けた。具体的な議論で気になった点は、まず、指定寄付のほうに参加団体としてはとっつきやすいという認識を持っているように感じた。やはり公益信託の担い手を探していく、育成していくことが課題であると感じる。また、参加団体は地域に密着した活動をしている方が多く、特に不動産のみの遺贈寄付をしたいという相談を受けることが多く、現金寄付をしたい方と不動産の寄付をしたい方を上手く結び付ける方法を模索する必要があると感じた。
- 不動産の活用を考えていらっしゃる事例が多いところ、不動産については一定の条件下では収益確保のために使える、としてよいのではないか。いわゆる収益事業として認識しなくても良いようなレベルでの小規模な公益信託における事務であれば、収益化を認めることも許容されるべきではないか。

以上